

令和3年度神栖市職員採用試験案内
(第2回：令和4年4月1日採用予定)

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職 種	採用予定人員	勤務場所及び職務
事 務 (大学卒程度)	10名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に一般行政事務に従事します。
事 務 (障がい者：大学卒程度)	2人程度	
保健師	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に保健・福祉業務に従事し，一般行政事務も行います。
社会福祉士	1人程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に福祉業務に従事し，一般行政事務も行います。
建築士 (社会人経験)	1名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に建築における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し，一般行政事務も行います。
土木施工管理技士 (社会人経験)	1名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に土木工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し，一般行政事務も行います。

2 受験資格 (1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

(1) 資格

事 務 (大学卒程度)	①平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 又は ②平成12年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学 (短期大学を除く)以上を卒業した人、又は令和4年3月31日 までに卒業見込みの人
事 務 (障がい者：大学卒程度)	次の(1)から(4)までのすべてを満たす人 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する人 ①平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②平成12年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く)以上を卒業した人、又は令和4年3月31 日までに卒業見込みの人 (2) 次のアからエに掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている こと ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳 (1級から6級) イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定め る精神障害者保健福祉手帳(1級から3級) ウ 都道府県若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳 エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、 精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害 者であることの判定書 (3) 通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間4 5分)に対応できる人 (4) 活字印刷文による出題に対応できる人
保健師	平成3年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、 又は令和4年3月31日までに当該免許を取得見込みの人
社会福祉士	平成3年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有す る人、又は令和4年3月31日までに当該資格を取得見込みの人
建築士 (社会人経験)	昭和51年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学、短期 大学、高等学校以上のいずれかを卒業した人で、1級若しくは2級 建築士の資格を有し、かつ令和3年4月1日現在で、建築士として の職務経験を3年以上有する人
土木施工管理技士 (社会人経験)	昭和51年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学、短期 大学、高等学校以上のいずれかを卒業した人で、1級若しくは2級 土木施工管理技士の資格を有し、かつ令和3年4月1日現在で、土 木施工管理技士としての職務経験を3年以上有する人

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 申込日現在で神栖市職員（任期の定めのない職員）である者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験、最終試験及び資格調査とし、第2次（一部最終）試験は第1次試験の合格者に対して行い、最終試験は第2次試験の合格者に対して行います。

なお、内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

(1) 第1次試験

職種区分	試験区分	方 法
事 務 (大学卒程度)	教養試験（小論文又は作文を含む）	(筆記試験) 問題の目安 大学卒業程度以上 公務員として必要な一般知識、知能について、時事、社会・人文、自然、文章理解（英語を含む。）、判断・数的推理、資料解釈の問題（古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題なし。）について、択一式による筆記試験を行います。 (小論文試験) 小論文は主として一般常識・文章表現力等について試験を行います。
事 務 (障がい者：大学卒程度)		
保健師		(筆記試験) 問題の目安 高校卒業程度以上 公務員として必要な一般知識、知能について、時事、社会・人文、文章理解（英語を含む。）、判断・数的推理、資料解釈の問題（古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題なし。）について、択一式による筆記試験を行います。 (作文試験) 作文は主として一般常識・文章表現力等について試験を行います。
社会福祉士		
建築士 (社会人経験)		
土木施工管理技士 (社会人経験)		

※1 第1次試験の選考は教養試験のみで行い、小論文試験（作文試験）の結果については、第2次試験又は最終試験の結果に評価配分します。

2 全ての職種の受験者は、小論文試験終了後、一般性格診断検査（20分程度）を実施します。この検査の結果については、最終試験における選考の参考とします。

(2) 第2次試験

第2次試験は、事務（大学卒程度）の受験者で、第1次試験に合格した人に対して、提出されたレジュメについてプレゼンテーション試験を実施します。

職種区分	試験区分	方 法
事 務 (大学卒程度)	プレゼンテーション試験	一定のテーマで、資料作成、プレゼン能力について評価を行います。試験内容の詳細は、第1次試験合格者に通知します。 ※試験内容は、変更になる場合があります。

(3) 最終試験（試験内容は、変更になる場合があります。）

- ・事務（大学卒程度）の受験者で、第2次試験に合格した人
- ・事務（大学卒程度）を除く受験者で、第1次試験に合格した人

職種区分	区分	方 法
全職種共通	面接試験	個別面接により主として人物について評価を行います。
		一定のテーマで、論理的に話す能力について評価を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについて、検査を行います。

(4) 資格調査 受験資格の有無等について調査します。

(5) 試験の棄権 各試験又は検査を棄権した場合は、不合格とします。

4 試験日時及び試験会場

区 分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和3年7月11日（日） 受付開始 午前 9時 説明開始 午前 9時40分 試験開始 午前10時 試験終了 午後 2時30分（予定）	神 栖 市 役 所 分 庁 舎 （神栖市溝口4991番地5）
第2次試験	令和3年8月22日（日） ※事務（大学卒程度）のみ。試験日、試験内容は変更する場合があります。	
最終試験	令和3年9月11日（土） 令和3年9月12日（日） ※試験日、試験内容は変更する場合があります。	

※ 受験申込者数等により、試験会場等を変更する場合があります。試験会場等を変更する場合は、改めて神栖市ホームページでお知らせします。

5 合格者の発表

区 分	期 日	方 法
第1次試験合格発表	7月下旬頃	市役所前の掲示板及び神栖市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開するほか、全員に合否の結果を通知します。
第2次試験合格発表	9月上旬頃	
最終合格者発表	10月上旬頃	

6 合格から採用までの経路

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和4年4月1日以降になります。

ただし、資格の取得見込みで受験し合格した者が、「2 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和4年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

7 試験結果の開示について

試験結果の開示は、受験者本人からの請求があった場合にのみ行ないます。希望する場合には、本人が神栖市役所職員課へ直接おいでください（電話、はがき等による開示の請求はできません）。

試験	請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
第1次試験	不合格者	総合得点 及び順位	合格発表の日から2週間 (土・日・休日は閉庁日のため 開示できません。)	神栖市役所 職員課
第2次試験	不合格者			
最終試験	受験者			

8 給 与

給与は、神栖市職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されますが，例えば学校卒業直後に採用された場合は，次のとおりです。

学 歴	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給料月額等 (基本給)	1 5 4 , 9 0 0 円	1 6 5 , 9 0 0 円	1 8 8 , 7 0 0 円

(注) 1 このほか、**地域手当（6％）**，**期末手当**，**勤勉手当**が支給されます。また該当者には，扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当等が支給されます。

2 初任給の決定については，職種により異なりますが，学歴，職歴を加味する場合があります。
※上記の内容は，令和3年4月現在のもので，今後の給与改定等により，額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

9 受験手続き及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書一式は，神栖市ホームページからダウンロードするか，神栖市役所職員課で配付しています。また，郵便でも請求できます。

郵便で請求する場合は，封筒の表に「**職員採用試験申込書請求**」と朱書きし，同封の書面には必ず次のことを記載すること。

- 1 受験を希望する職種：「事務（大学卒程度）」，「事務（障がい者：大学卒程度）」，「保健師」，「社会福祉士」，「建築士」，「土木施工管理技士」の別を記載すること。
- 2 「氏名，返信先，連絡先（電話番号）」※140円分の切手を必ず同封してください。

(2) 申込受付期間及び提出方法

令和3年5月17日（月）～令和3年6月18日（金）

申込みは，休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとし，神栖市役所職員課へ持参してください。

郵便で申し込む場合は，封筒の表に「**受験申込**」と朱書きし，「簡易書留」等確実な方法でお送りください（**6月18日午後5時までに神栖市役所職員課へ到着（必着）したもの**に限り受付し，申込受付期間を過ぎてから到着したものは，返送します）。

また，インターネットによる申込みはできません。

(3) 提出書類等（下記の提出物は，ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆を用い，必ず自筆で記入してください。）

ア 申込書 1部（所定の申込書を使用し，写真を2枚必ず貼付してください。）

イ エントリーシート 1部

ウ 保健師，社会福祉士，建築士または土木施工管理技士の受験申込みの場合，免許資格を証する書面の写し1部及び補助票提出（受験申込時点で免許資格を取得見込みの場合は補助票のみ）

エ 事務（障がい者：大学卒程度）の受験を希望する人は，「2 受験資格」の項目中「事務（障がい者：大学卒程度）」欄（2）ア～エのうち，自身が該当する手帳等の写し

オ 受験料 不要

カ 受験票送付用封筒

郵送で受験を申し込んだ方は、受験票の送付のため、住所、氏名を明記し、404円分の切手（簡易書留代金を含む。）を貼付した長3封筒を提出してください。

※神栖市ホームページからダウンロードした申込書等を使用する場合、申込書は両面印刷で作成。

※指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。

※提出し、受付された書類は返却いたしません。

(4) 申込書の請求及び送付先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市総務部職員課 宛

(5) 問合せ先

お問い合わせは、①または②の電話番号へおかけください。

①休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間は、神栖市総務部職員課（0299-90-1127）へお願いします。

②各試験日の当日は、神栖市役所代表番号（0299-90-1111）へお願いします。

1.0 その他

(1) 今後、情勢の変化により採用試験が変更（中止・延期）される場合には、神栖市ホームページで告知いたしますので、随時ご確認ください。

また、今回の採用試験に関することについて受験申込者に個別に連絡をする場合がありますので、令和3年6月30日（水）までに、以下の「採用試験受験者用メールアドレス」に、受験番号、氏名を入力の上、メールを送付してください（メールタイトルは、「**【受験番号】**R3年度第2回神栖市職員採用試験」としてください）。

採用試験受験者用メールアドレス saiyou@city.kamis.ibaraki.jp

※ 受信拒否の設定をしている場合は、上記メールアドレスからのメールを受信できるよう設定してください。

※ 採用試験受験者用メールアドレスは、受験申込に利用することはできません（受験申込は郵送又は持参されたもののみを受け付けます）。また、採用試験受験者以外の方のお問い合わせにはお答えできかねますので、ご了承ください。

(2) 申込みを受理した受験申込者には、受験票を交付します。

(3) 申込みの際には、必ず受験票に最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cmの写真2枚（裏面に「氏名」を記載）を貼ってください。

写真の貼付がない場合は、受付できません。

(4) 複数の職種の併願受験はできません。

(5) 「試験会場」は、受験者数等により変更となる場合があります。変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。

(6) 神栖市職員採用試験は、神栖市民の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いします。体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を神栖市総務部職員課（0299-90-1127、試験当日は0299-90-1111）までお電話いただくか、「採用試験受験者用メールアドレス」（試験前日まで）宛にご連絡ください。